

第二十一話 相続に生き方があらわれる

(株) 三商 内藤 雄

「母親が亡くなった方がいます。自宅とアパートがあるのですが、借金もたくさんあります。そのため、限定承認したいと言っています。相談に乗ってください。」と、行政書士さんから連絡を受けた。

相談者(Mさん)の話は、おおよそ次の通りです。

相続人は3人(姉・M・妹)。姉は、先夫との子。Mと妹は、再婚した夫との子。その夫とは離婚している。姉と妹とは、母が危篤となった病院で初めて対面した。自宅の土地は、袋地のため再建築できない上、離婚した父と母が2分の1の共有のままになっている。古いアパートには4人が入居中(生活保護を受けている一人暮らしのお年寄り・仕事場に使っている人・家賃を滞納している人など)。自宅やアパートには、信用金庫やノンバンクなど5つの担保が設定されている。他に、消費者金融やクレジットカード会社など10社。いずれも滞納していて請求が来ている。都税事務所からは、差押通告書が届いた。権利書は行方不明。土地の測量図もない。「これは大変だ」というのが最初の感想。

基礎控除・債務控除により、相続税の心配はない。確かに、「限定承認」すれば、母親が残した財産の範囲内で借金を返せばよい。もしも借金のほうが多かったとしても、自腹を切ってまで返済する必要はない。もしもプラスのほうが多ければ、相続人同士で分けることもできる。「限定承認」は、合理的制度といえる。ただし、処分には「競売」が必要な上、手続きが複雑で使い勝手が悪い。検討の結果、限定承認の必要がないと判断。むしろ、任意で売却することにより、借金を全部返済し、税金を支払っても、かなりのお金が手元に残ることが判った。そこで、早く売却し・早く借金を返し・早く税金も払い・早く落ち着いた生活に戻ることを基本方針として合意した。

しかし、売却するためには、いくつものハードルがあった。

- ① 3人の相続人の間で、もめることなく遺産分けの話ができるのか。
- ② 父親が協力してくれるのか。
- ③ アパートの入居者が、期日までに立ち退きを完了してくれるのか。
- ④ 担保を設定している債権者が、残金決済まで待ち、当日の担保抹消に協力してくれるか。
- ⑤ 予定通りの価格で売れるか・測量は間にあうか・・・など。

ところが、何のトラブルもなく短期間のうちに全て無事に進み取引が完了した。多くの人から「奇跡に近い」「ツイてたね」と言われた。確かにその通りだと思う。一つには、信頼できるプロのパートナー達(司法書士・不動産鑑定士・測量士・不動産業者・税理士など)に助けられた。買主にも恵まれた。それだけでなく、今回の仕事では目に見えない大きな力に助けられてきた気がしてな

らない。それは、亡くなった母親の力だ。お目にかかったことはない。戸籍からは、波瀾万丈の人生がうかがえる。借金も確かに多かった。しかし、借金しながらも一生懸命に生きてきたことがわかる。何より母親の周りには悪い人がいなかった。母親の周りには敵がなかった。かかわった皆が、亡くなった母親を理解し協力してくれた。姉も、離婚した夫も、アパートの住人も、債権者も……。そこで思う。相続というのは、その人の生き方があらわれるものなのだ。どんなに資産を残そうと、相続でもめる親子・兄弟姉妹はたくさんいる。しかし、借金があろうと、いい生き方をしていればもめない。うらまれない。亡くなった M さんのお母さんに「おかげさまで無事に終わりました。ありがとうございます。」と報告できることがうれしい。

(2006.03.05 国分寺マイタウン情報)